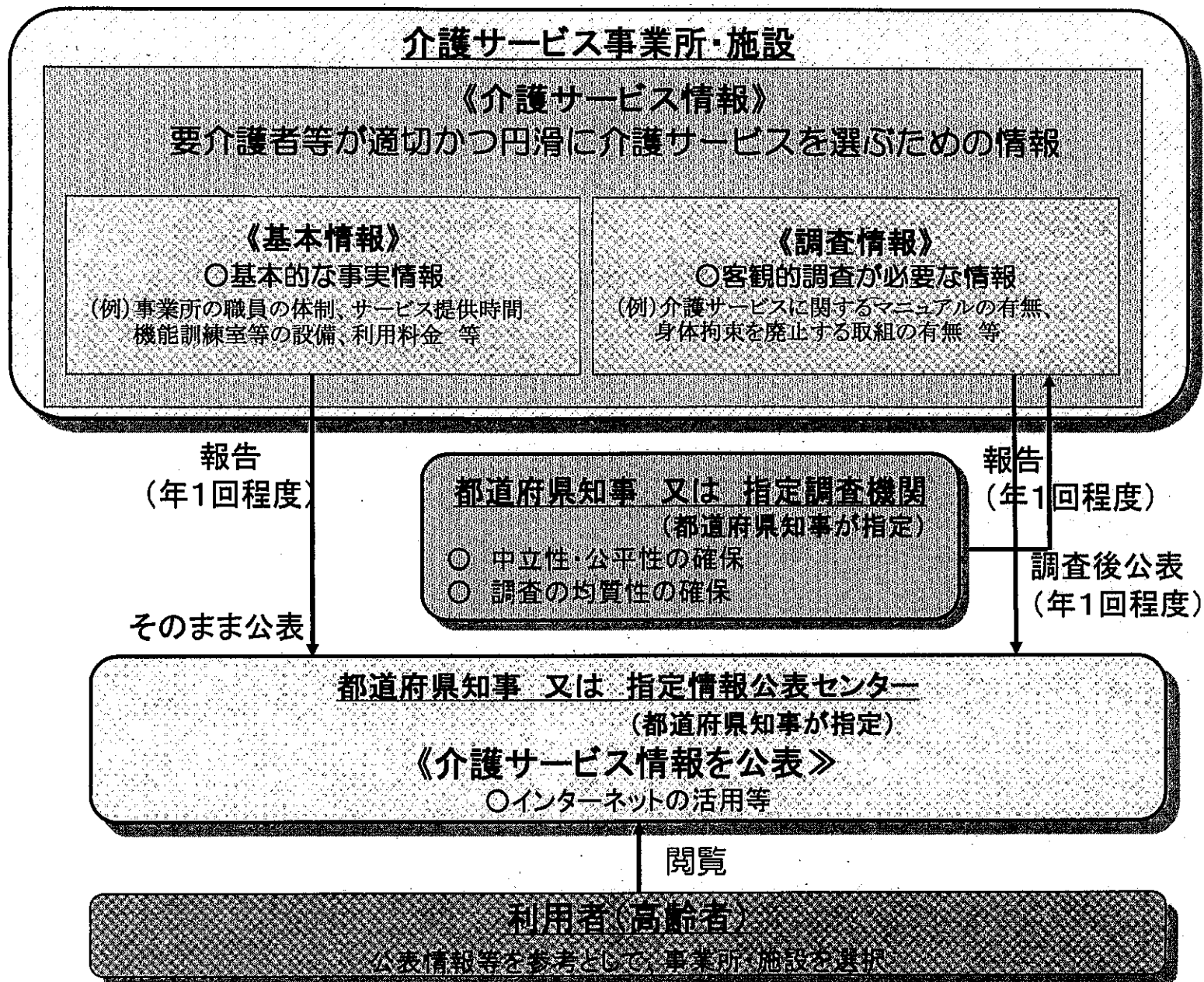


介護サービス情報の公表制度の仕組み



6. 福祉サービスの第三者評価推進事業の概要

1. 福祉サービス第三者評価事業の趣旨・目的

○ 意義

事業者の提供するサービスの質を当事者以外の公正・中立な第三者評価機関が専門的かつ客観的な立場から評価する事業。

○ 目的

個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけること。また、福祉サービス第三者評価を受けた結果が公表されることにより、結果として利用者の適切なサービス選択に資するための情報となること。

2. 福祉サービス第三者評価事業の推進方策

(1) 指針の策定

福祉サービス第三者評価事業の普及・促進を図るため、福祉サービス共通の第三者評価基準ガイドライン等の策定等を行い、「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」を発出。（平成16年5月7日）

(2)「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」の概要

○ 全国の推進組織

全国社会福祉協議会が、評価事業普及協議会・評価基準等委員会を設置し、福祉サービス第三者評価事業の推進及び都道府県推進組織に対する支援を行う。

○ 都道府県の推進組織

都道府県推進組織(※1)が、第三者評価機関認証委員会・第三者評価基準等委員会を設置し、第三者評価機関の認証(※2)、第三者評価基準の策定(※3)、第三者評価基準結果の公表(※4)等を行う。

(※1)「都道府県推進組織に関するガイドライン」に基づき、都道府県が、都道府県の判断の下、設置する。

(※2)「福祉サービス第三者評価機関認証ガイドライン」に基づき、都道府県推進組織が認証要件を策定。

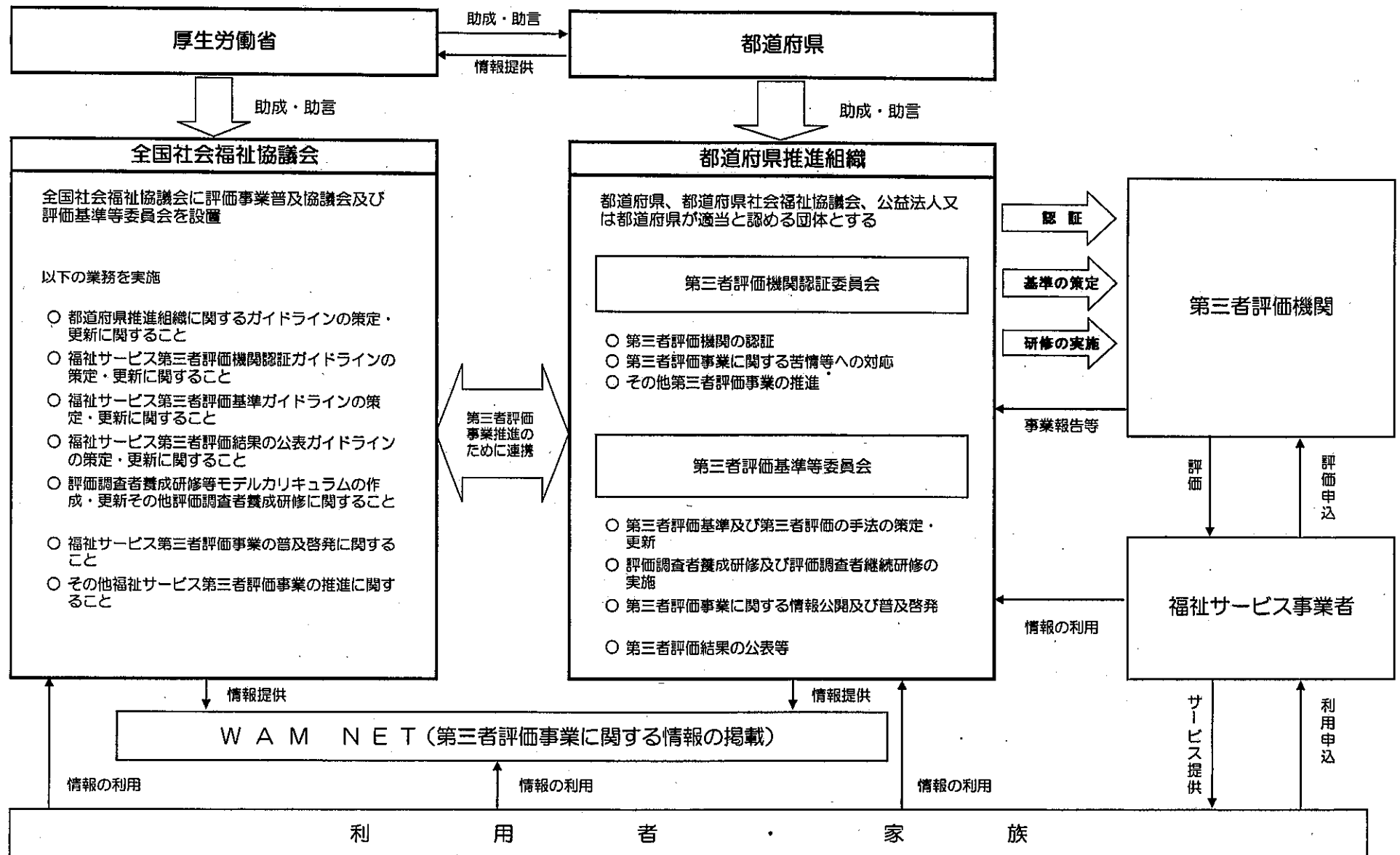
(※3)「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」に基づき、都道府県推進組織が策定。

(※4)「福祉サービス第三者評価結果の公表ガイドライン」に基づき、都道府県推進組織・第三者評価機関が公表する。なお、第三者評価が受審事業者と評価機関との契約により行われることから、事業者の同意が得られない場合については、結果の公表は行わない。

3. その他

- 本指針に基づき福祉サービス第三者評価の受審・結果公表等を行うことが、社会福祉施設における運営費(措置費)の弾力運用が認められる要件の一つとされている。

福祉サービス第三者評価事業の推進体制



7. 平成19年度における介護労働者雇用管理改善等の関連施策の概要

1 介護労働者の雇用管理の改善等

(1) 雇用管理の改善のための相談援助事業

- 雇用管理の改善等についての相談援助や介護関連情報の収集・提供等の実施。

(2) 人材確保等支援助成金

① 介護基盤人材確保助成金

認定介護関連事業主が新サービスの提供等を行うのに伴い、特定労働者（訪問介護員1級等の資格を有し、1年以上の実務経験を有する者等。上限3名まで。）を新たに雇い入れた場合、雇い入れた労働者の賃金の一部を助成する（上限70万円）。

② 介護雇用管理助成金

認定介護関連事業主が新サービスの提供等を行うのに伴い、採用などの人的管理、就業規則・賃金規程などの諸規定整備、健康診断、教育訓練などの雇用管理改善のための事業を実施した場合、その費用の一部を助成する。

2 介護労働者の能力の開発及び向上

(1) 介護労働安定センターにおける教育訓練の実施

(2) 公共職業能力開発施設及び民間の委託施設における職業訓練の実施等

3 介護分野における労働力需給調整機能の整備、強化

(1) 公共職業安定所による労働力需給調整機能の強化

福祉重点ハローワークで、福祉関係業務に係る職業紹介、福祉関係就職面接会等を実施。